

★ News 平成 23 年度分 「第 2 次補正予算」 成立



東日本大震災の本格的復旧対策を盛り込んだ「平成 23 年度第 2 次補正予算」が、7 月 25 日の参院本会議で可決・成立。がれき処理など東日本大震災の緊急災害対策を中心とした「第 1 次補正予算」(田中会計事務所ニュース 5 月号既報)に追加する約 2 兆円(1 兆 9988 億円)の追加予算となりました。財源については、平成 22 年度決算剰余金で全額をまかない、国債の新規発行はしません。

「第 2 次補正予算」歳出内容

→ 政府は、第 3 次補正の編成作業へ

歳 出	福島第一原子力発電所事故の損害賠償費用 福島県民の健康被害調査、放射能除染経費など	2, 7 5 4 億円
	被災者・被災企業支援 二重ローン問題への対策費 第 1 次補正の復旧整備事業の拡充 被災者生活再建支援制度の拡充など	3, 7 7 4 億円
	地方交付税交付金	5, 4 5 5 億円
	東日本大震災復旧・復興予備費	8, 0 0 0 億円
	合 計	1 兆 9, 9 8 8 億円

★ News 平成 23 年度税制改正・通勤手当非課税特例の廃止

6 月 30 日施行された「税制改正」で、通勤手当について、交通機関ではなく自動車通勤する人の源泉所得税の「非課税特例」が廃止されました。この特例については、ガソリン代など実費を超えた非課税措置の適用が可能となることから通勤手段の選択に歪みが生じるとして、国土交通省が廃止を求めているものです。平成 24 年 1 月 1 日以後受けるべき通勤手当から適用されます。

区 分	課税されない金額 (1ヶ月当たり)	
自転車や自動車 などの交通用具 を使用している 人に支給する 通勤手当	省 略 (25 km 以上の各場合も、特例が廃止)	
	通勤距離が片道 15 km 以上 25 km 未満である場合	11, 300 円 運賃相当額が 11, 300 円を 超える場合には、その運賃相当額 (最高限度 100, 000 円)
	片道 10 km 以上 15 km 未満	6, 500 円
	片道 2 km 以上 10 km 未満	4, 100 円
	片道 2 km 未満	(全額課税)

この特例が
廃止。
非課税の額は
11, 300 円

この場合は
もともと特例
の適用なし。

残暑お見舞い申し上げます

8 月 13 日(土)・14 日(日)・15 日(月)

上記 3 日間を、夏季休暇とさせていただきます。



〒462-0844 名古屋市北区清水 2-19-9
田中会計事務所 税理士 田中育雄
TEL 052-915-8902 FAX 052-911-8259
<http://www.tanaka-kaikei.co.jp/>